



平成 30 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引 字 圭 祐
(コード番号 3 9 8 9 東証マザーズ/名証セントレックス)
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 篠 昌 義
電話番号 052-414-6025

国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に伴う募集新株予約権（有償ストック・オプション）の行使条件変更に関するお知らせ

シェアリングテクノロジー株式会社（以下：シェアテック）は、平成 29 年 11 月 27 日付「募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」にて公表した内容について、平成 30 年 2 月 1 日付「国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に関するお知らせ」の決議に伴う新株予約権（有償ストック・オプション）行使条件（以下：有償 S0 行使条件）の一部変更について、本日開催の定時取締役会にて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

有償 S0 行使条件として日本基準において、投資家が最も関心を示す指標の一つである経常利益を取り入れておりました。

その後、平成 30 年 2 月 1 日付「国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に関するお知らせ」にて、平成 30 年 9 月期の第 3 四半期決算短信より連結財務諸表および連結計算書類について、従来の日本基準に替えて国際財務報告基準（以下：IFRS）の任意適用することを決議いたしました。IFRS においては経常利益という概念がありません。

そこで、IFRS 適用となった場合においては、有償 S0 行使条件として、IFRS における営業利益を IFRS 適用後の有償 S0 行使条件として決定いたしました。

2. 変更箇所（新株予約権（有償ストック・オプション）の行使の条件）

（変更前）

新株予約権者は、平成 30 年 9 月期から平成 32 年 9 月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の経常利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。

(a) 経常利益が 10 億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 経常利益が 17 億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益を参照するものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（変更後）

新株予約権者は、平成 30 年 9 月期から平成 32 年 9 月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される連結包括利益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月 1 日から行使することができる。

(a) 営業利益が 10 億円を超過した場合 行使可能割合：50%

(b) 営業利益が 17 億円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結包括利益計算書における営業利益を参照するものとする。

また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に 1 個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

以上